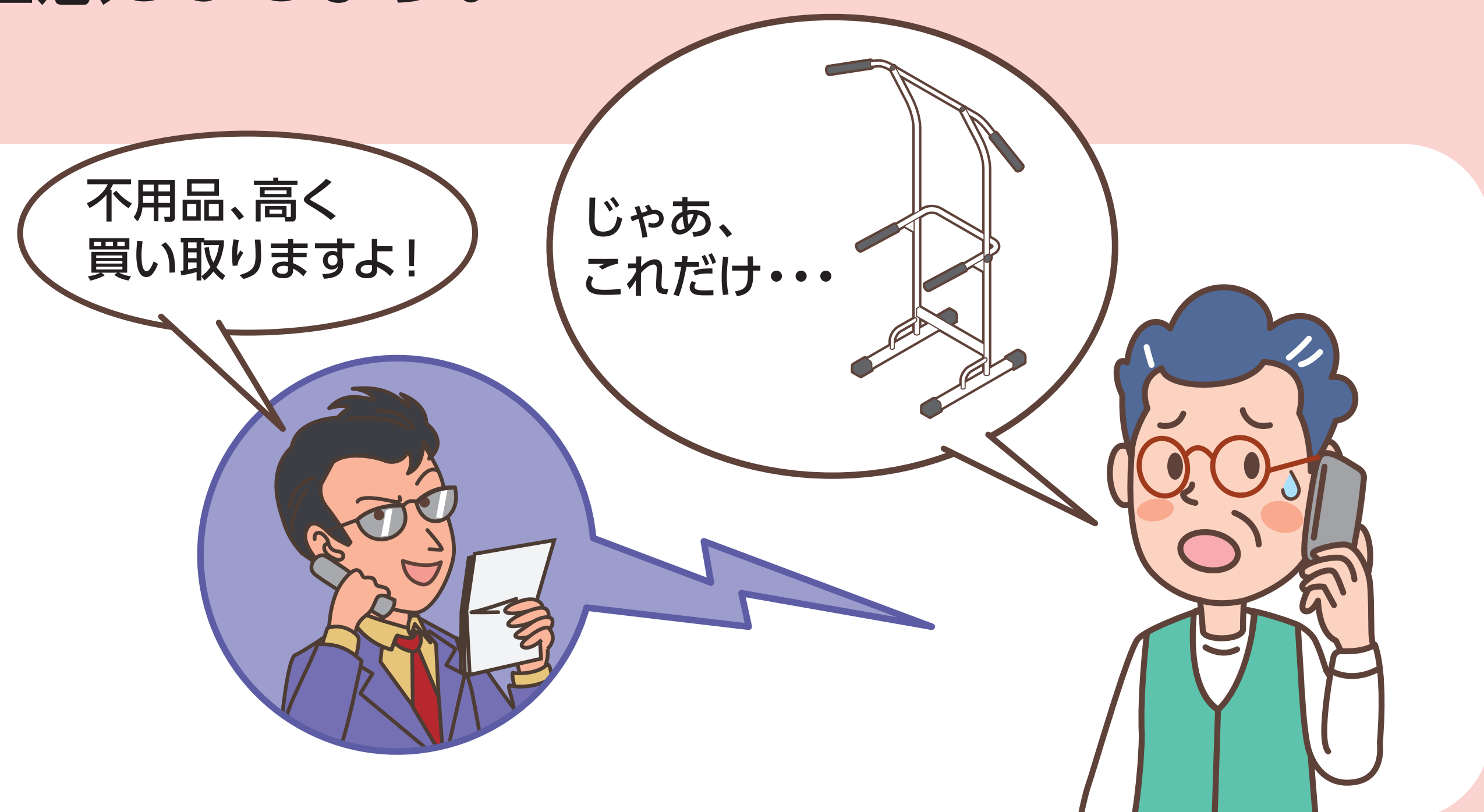


不用品買取をお願いしただけなのに 貴金属まで!?

- 訪問購入は高齢者のトラブルが多いので注意しましょう。

相談事例

昨日、高齢の義父が買取業者からの電話を受け、不要な健康器具があったので訪問を承諾した。業者から「貴金属はないか」と何度も聞かれたため、仕方なく義母のアクセサリーを見せたところ、まとめて買い取ると言って持って行った。大事なネックレスも渡してしまい、後悔している。



チェックポイント

- ✓ 買取りを依頼していない物品を見せるよう迫られても、きっぱり断る
事業者が来訪時に依頼した物品以外に貴金属の買取を勧誘する行為は禁止されています。依頼していない物品を見せるよう迫られても、きっぱり断りましょう。
- ✓ 契約書は必ず受け取り、物品の明細が正確に記載されているか確認
書類の交付は法律で義務付けられています。引き渡す物品の明細（物品名、特徴、価格）や事業者名など、内容をよく確認しましょう。また、クーリング・オフ期間（書面受領日から8日以内）は、物品の引き渡しを拒否でき、その間は渡した物品の返却を求めることも可能です。
- ✓ 事業者を一旦家の中に入れると、勧誘を断りにくくなりがちなので注意
特に、高齢者の方は一人では対応するのは避け、信頼できる方に同席してもらいましょう。



高齢者を見守る方へ

周囲の「見守り」が高齢者を守ります！

- ◆ 高齢者は被害にあった認識がなかったり、誰にも相談しないなど、被害が表面化しにくい傾向にあります。高齢者宅で見慣れない契約書を見つけたり、様子がおかしいと思ったらすぐに相談してください。
- ◆ ご家族やホームヘルパー、ケアマネジャーなど周囲の方からの相談も受け付けています。
- ◆ 訪問販売の場合、クーリングオフ等ができる場合もあります。不安を感じたらすぐに相談してください。

ご本人からの
相談は

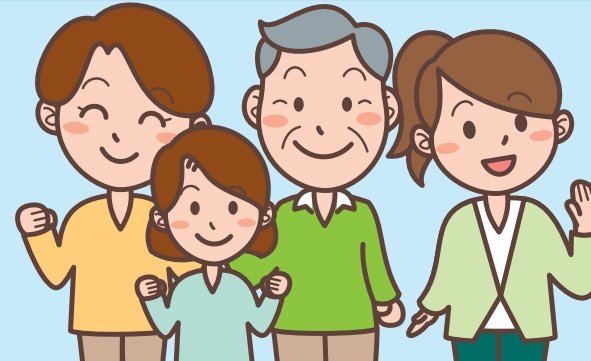


高齢者被害110番

☎03-3235-3366

受付時間：月曜～土曜（祝日・年末年始除く）9時～17時

ご家族・ホームヘルパー・
ケアマネジャー等からの
通報・問い合わせは



高齢消費者見守りホットライン

☎03-3235-1334

受付時間：月曜～土曜（祝日・年末年始除く）9時～17時

[消費者ホットライン] 局番なしの **188** (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

消費生活に関わる東京都の情報サイト



東京くらしWEB



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp>



東京都多摩消費生活センター